

山城さんたちの完全無罪を勝ち取 ろう！～その2

沖縄平和行進の直前に開かれる予定だった公判が中止になってしまいました。続いて第5回公判からの報告です。

第5回公判（6月28日・山城博治 添田充啓） 今回の公判までに3回も公判中止となりました。裁判官が病気を理由に辞任し、検察官も退職する異常事態になっています。新しく指揮をとる裁判長も証人と傍聴席との間の「遮蔽」を認めたので、弁護人は即座に裁判官3名の忌避を申立てましたが、前回同様簡易却下されました。検察側の証人の防衛局職員が証言しましたが、警察のつくったストーリーに誘導されているだけの印象が強く、信用性は低いと感じられたようです。

第6回公判（7月6日・山城博治 添田充啓） 今回の検察側の証人は、山城、添田両氏の不利になるような証言は一言もなく、むしろ検察の意に反する証言すらあり、彼らをあわてさせたようです。もう一人の証人の医師の証言も、全治2週間とされた防衛局職員が、加療期間を2週間としてほしいという本人の希望で診断書を作成したことを証言するなど、傷害罪が全くのデッチアゲであることが、検察側の証人で逆に明らかになった痛快な裁判となりました。



第7回公判（7月12日・山城博治 添田充啓） 8月25日の高江N1裏テントを撤去する行為について、防衛局職員の証言は実際に現場で起こっていたことではなく、警察の撮影したビデオや写真で再構成された作り話であることが証明された。

第8階公判（7月26日・山城博治 添田充啓） 今回の公判では、検察側証人の反対尋問が行われましたが、山城、添田両氏の完全無罪を勝ち取るうえで重要な裁判となりました。尋問により、市民の設置したテントの撤去が、法的な根拠もなく撤去できるわけではないこと。防衛局行為が公務とは言えなかったこと。山城、添田両氏が振るったとする暴力が承認への尋問で明らかにされないなど、弁護人は無罪に向け確信を持っているようです。

今後公判は、9月13日、20日、25日、10月3日、23日、30日、11月8日、15日、20日と続きます。今後とも全国から支援をお願いします。